

令和5年度 第2回浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

日時 令和5年9月1日(金)

14:30～

場所 浜松市役所 101・102会議室

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

《審議》

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について(幼児教育・保育課)

(2) こども家庭センター設置について(子育て支援課)

(3) 市町村こども計画の策定について(次世代育成課)

・概要

・アンケート調査(予定)

・こども等の意見の反映

4 閉会

令和5年度

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿（五十音順）

No.	所属団体	役職	氏名	フリガナ
1	浜松市私立幼稚園協会	会長	荒巻 太枝子	アラマキ タエコ
2	浜松市母子寡婦福祉会	会計	岩渕 元美	イワブチ モトミ
3	浜松市人権擁護委員連絡協議会		大塚 幸子	オオツカ サチコ
4	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	澤木 達治	サキ タツジ
5	浜松市青少年健全育成連絡協議会	理事	鈴木 隆幸	スズキ タカユキ
6	聖隷クリストファー大学	教授	○ 鈴木 光男	スズキ ミツオ
7	浜松民間保育園長会	会長	中村 勝彦	ナカムラ カツヒコ
8	浜松市立幼稚園PTA連絡協議会	副会長	野末 久美	ノズエ クミ
9	一般社団法人 浜松市医師会		村山 恵子	ムラヤマ ケイコ
10	浜松商工会議所	女性会会長	横田 みどり	ヨコタ ミドリ

（○：分科会長）

令和5年度  
 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 事務局名簿

No.	所属	役職	氏名	フリガナ
1	こども家庭部	部長	吉積 慶太	ヨシツミ ケイタ
2	こども家庭部子育て支援課	次長兼課長	小山 東男	コヤマ ハルオ
3	こども家庭部次世代育成課	課長	園田 俊士	ソノダ シュンシ
4	こども家庭部児童相談所	所長	鈴木 勝	スズキ マサル
5	こども家庭部幼児教育・保育課	課長	井川 宜彦	イカリ ナヒコ
6	こども家庭部幼児教育・保育課	幼児教育指導担当課長	大橋 泰仁	オハシ ヤスヒト
7	健康福祉部健康増進課	課長	渥美 雅人	アツミ マサト
9	学校教育部教育総務課	学校・地域連携担当課長	鈴木 健一郎	スズキ ケンイチロウ
8	学校教育部教育支援課	課長	影山 和則	カゲヤマ カズノリ
10	こども家庭部次世代育成課	課長補佐	安田 玲	ヤスタ アキラ
11	こども家庭部子育て支援課	課長補佐	佐藤 智香	サトウ チカ
12	こども家庭部児童相談所	副所長	池田 健人	イケダ タケヒト
13	こども家庭部幼児教育・保育課	課長補佐	鈴木 健児	スズキ ケンジ
14	こども家庭部次世代育成課青少年育成センター	所長	足立 敏久	アダチ トシヒサ
15	こども家庭部次世代育成課	管理・育成グループ長	鈴木 智	スズキ サチ
16	学校教育部教育総務課	放課後対策グループ長	橋本 啓司	ハシモト ケイジ



**教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について**

こども家庭部 幼児教育・保育課

**1 教育・保育施設の認可等について**

**(1) 施設種別**

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、新制度幼稚園

**(2) 施設設置の根拠**

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条第1項又は第3項並びに第17条第1項
- ・児童福祉法第35条第4項

**(3) 意見聴取の根拠**

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第17条第3項
- ・児童福祉法第35条第6項
- ・子ども・子育て支援法第31条第2項

**(4) 令和6年度認可等（予定）施設一覧**

**ア 幼保連携型認定こども園**

**(ア) 保育所⇒幼保連携型認定こども園：2施設**

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	1号認定 定員（人）					2・3号認定 定員（人）						合計		
				満3歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		計	
1	西	(仮) 志都呂こども園 (福) 芽ばえの郷 ※志都呂保育園	西区志都呂一丁目3-7	1	2	3	3	9 (0)	16	16	17	17	17	17	100 (100)	109 (100)	
2		(仮) マーガレットこども園 (福) はなぞの会 ※マーガレット保育園	西区坪井町4571	0	3	3	3	9 (0)	12	12	12	18	18	18	90 (90)	99 (90)	
合計									18 (0)							190 (190)	208 (190)

注) 施設名称の下段に※印記載のもの及び定員の下段に括弧書きのものは、現行の施設名称及び定員である

## イ 幼稚園

(ア) 従来型幼稚園⇒新制度幼稚園：4施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	1号認定 定員(人)					R5 園則 定員	
				満3歳	3歳	4歳	5歳	計		
1	中	佐藤幼稚園 (学) 青い鳥学園	中区佐藤三丁目15-18	20	40	40	40	140	170	
2		早出幼稚園 (学) 早出学園	中区早出町1414-1	20	50	50	55	175	180	
3		浜松学院大学附属幼稚園 (学) 興誠学園	中区住吉一丁目22-5	40	64	66	70	240	260	
4	西	志都呂幼稚園 (学) 志都呂学園	西区志都呂町1302	18	74	74	74	240	270	
合計									795	880

注) R5 園則定員は、従来型幼稚園における学校教育法施行規則第4条第1項第5号の収容定員

## 2 地域型保育事業の認可について

### (1) 事業種別

小規模保育事業、事業所内保育事業

### (2) 事業実施の根拠

児童福祉法第34条の15第2項

### (3) 意見聴取の根拠

- ・児童福祉法第34条の15第4項
- ・子ども・子育て支援法第43条第2項

### (4) 令和6年度認可(予定)事業一覧

## ア 小規模保育事業所

(ア) 新設：1施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	3号認定 定員(人)				連携施設
				0歳	1歳	2歳	計	
1	浜北	(仮) 浜名の星保育園 コツヨシ(株)	浜北区小松514	6	6	7	19	北浜幼稚園 (浜北区貴布祢409)
合計				19				

## イ 事業所内保育事業所

(ア) 小規模保育事業所⇒事業所内保育事業所：1施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	3号認定 定員(人)					連携施設
				区分	0歳	1歳	2歳	計	
1	中	(仮) あいあい保育ルーム (株) アイケア ※あいあい保育ルーム	中区高丘東三丁目38-5	従業員枠	2	4	4	10	湖東幼稚園 (西区湖東町1169-179) 松城幼稚園 (中区鹿谷町1-1) 上池さくらこども園 (中区城北二丁目25-43) ※保育所機能
				地域枠	1	4	4	9	
				計	3	8	8	19 (19)	
合計				19 (19)					

注) 施設名称の下段に※印記載のもの及び定員の下段に括弧書きのものは、現行の施設名称及び定員である

## 令和6年度 教育・保育施設等の種類及び施設数（予定）

### <教育・保育施設>

（単位：施設）

施設種別		R5	R6	増減	備考
1	幼保連携型 認定こども園	75	77	2	・私立保育所からの移行 2 施設
2	保育所型 認定こども園	4	4	0	
3	公立保育所	20	20	0	
4	私立保育所	39	37	△2	・幼保連携型認定こども園への移行 △2 施設
5	公立幼稚園	60	60	0	
6	私立幼稚園	39	39	0	
	新制度	14	18	4	・従来型幼稚園からの移行 4 施設
	従来型	25	21	△4	・新制度幼稚園への移行 △4 施設
合計		237	237	0	

### <地域型保育事業>

（単位：施設）

事業種別		R5	R6	増減	備考
1	小規模 保育事業	53	52	△1	・新設 1 施設 ・事業所内保育事業への移行 △1 施設 ・閉園 △1 施設
2	事業所内 保育事業	11	12	1	・小規模保育事業からの移行 1 施設
合計		64	64	0	





## こども家庭センターの設置について

こども家庭部子育て支援課  
健康福祉部健康増進課

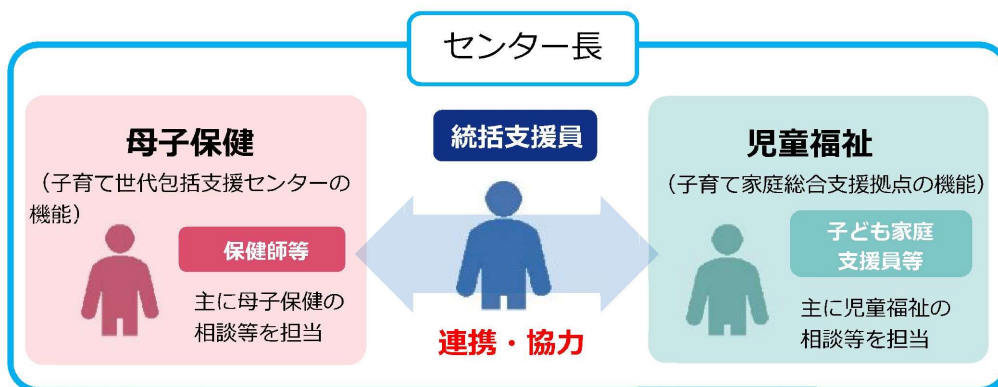
### 1 背景等

- 令和4年の児童福祉法改正により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされた。（法施行予定 R6.4.1）
- これは、近年の虐待相談対応件数の増加や子育て世帯の育児負担等を踏まえ、家庭への支援を強化し虐待の発生を未然に予防するため、こども家庭センターを設置し、切れ目のない相談体制や子育て支援サービスの提供など、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化などを図ることとしているためである。市町村の役割が一層重要とされている。

### 2 こども家庭センターについて

#### （1）国の示す組織体制について

- 「こども家庭センター」を称し、必要な機能を有すること
- センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
- 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること



#### （2）サポートプランについて

##### 【目的・機能】

- 行政機関による支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を決定し、これらに関係者間で共有することで効果的な支援に確実につなげる。
- 支援対象者自身が、自らの抱える家庭を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促す。

⇒このため、サポートプラン作成に当たってはできる限り妊産婦やこどもの意見を確

認するとともに、作成したサポートプランは原則として本人に交付する。

【作成対象者】

- ① 児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者（改正児童福祉法第10条第1項第4号）
- ② 母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項）

\*サポートプランの詳細については、今後示される国のガイドラインにそって検討予定。

### 3 浜松市の対応

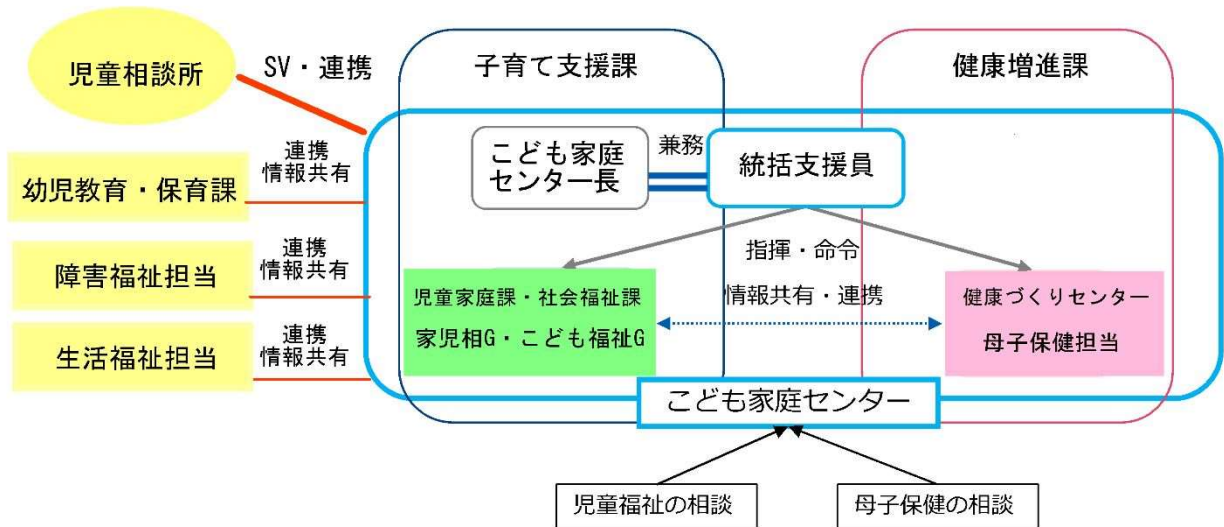
#### (1) こども家庭センターの配置・設置について

- ・ 健康づくり課（子育て世代包括支援センター：母子保健）及び社会福祉課の家庭児童相談室（市区町村子ども家庭総合支援拠点：児童福祉）とこども福祉Gの機能を一体化させる。
- ・ こども家庭センターに隣接するグループの配置については、連携しやすい配置になるよう考慮する。（障害福祉G等との連携など）
- ・ R6.4.1の法施行にあわせ、各区役所、行政センター計7か所にこども家庭センターを設置する。

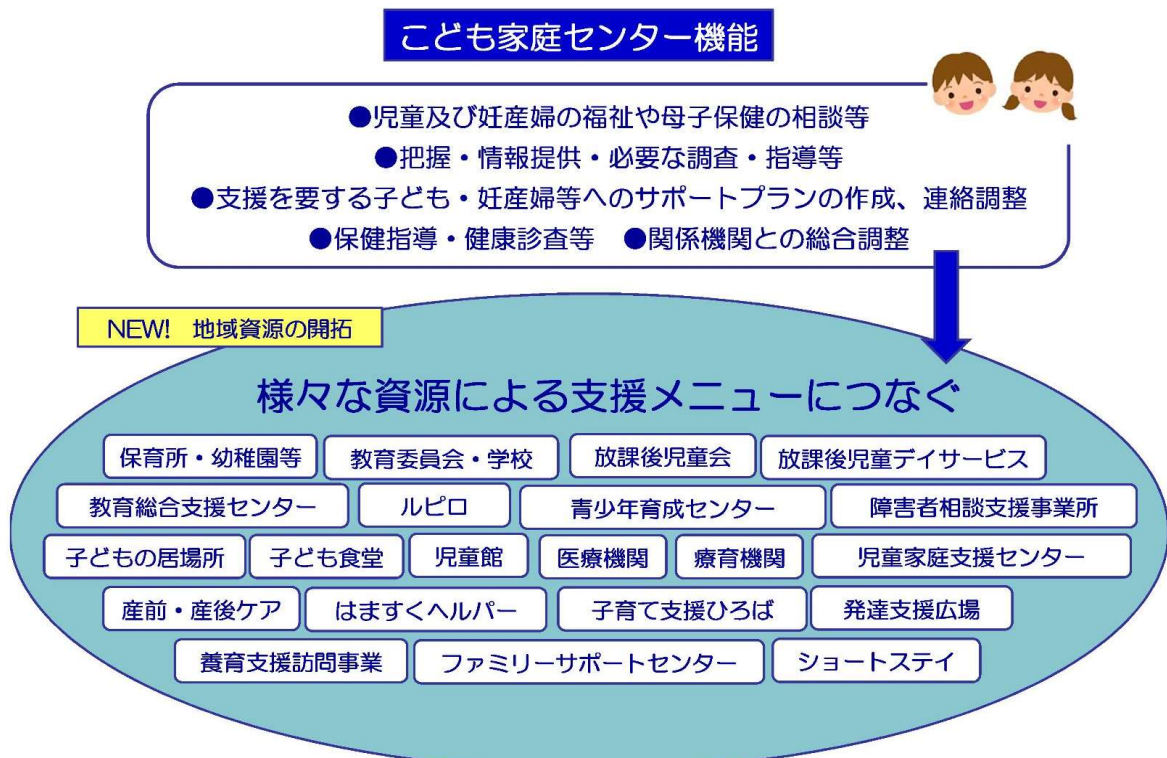
現区名	新区名	建物名 こども家庭センター名	配置予定状況
中区	中央区	中央区役所 中央こども家庭センター	現区役所1階の健康づくり課を2階の社会福祉課に隣接配置。中央保健福祉センター職員も集約。
東区		東行政センター 東こども家庭センター	現区役所2階の健康づくり課と社会福祉課の位置を入れ替えて隣接配置。
西区		西行政センター 西こども家庭センター	現区役所1階の社会福祉課の一部を2階の健康づくり課に隣接配置。
南区		南行政センター 南こども家庭センター	現区役所2階の健康づくり課と社会福祉課の一部を移動させ隣接配置。
北区	浜名区	浜名健康づくりセンター 北こども家庭センター	R6年度細江健康センター大規模改修の後、現区役所3階の社会福祉課の一部を細江健康センター内に移動。
浜北区		浜名区役所 浜名こども家庭センター	現状維持 (すでに健康づくり課と社会福祉課が隣接)
天竜区	天竜区	天竜区役所 天竜こども家庭センター	現状維持 (天竜保健福祉センターに健康づくり課、現区役所1階に社会福祉課の配置)

## (2) 組織体制について (予定)

- ・市内7か所にこども家庭センターを設置。こども家庭センターに要対協調整機関を設置。  
⇒市民の利便性及び地域における相談支援体制の確保。
- ・統括支援員を中心として母子保健分野と児童福祉分野が連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する。  
⇒妊産婦と子ども・子育て世帯にかかわる様々な相談を、まずこども家庭センターで受け止める。対象者についてのニーズの確認、アセスメントののち、必要な支援へのつなぎ、伴走支援を実施。統括支援員の指揮・命令のもと、効果的かつスピーディな支援を目指す。
- ・統括支援員はこども家庭センター長を兼務する。
- ・こども家庭センターでは女性相談も実施。  
⇒DV と児童虐待対応連携強化のため、家庭児童相談室における女性相談機能は維持。



## (3) 機能について





## 市町村こども計画の策定について

こども家庭部次世代育成課

## 1 概要

## (1) 趣旨

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づき、市町村こども計画を策定するにあたり、今後、児童福祉専門分科会に諮っていく。

こども基本法や市町村こども計画、計画策定のスケジュールについて説明するもの。

## (2) こども基本法

令和5年4月1日、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行された。

## ア. こども大綱（こども基本法第9条）

こども基本法の基本的施策の一つとして、こども大綱（こども政策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱）の策定が国に義務付けられた。

こども大綱はこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ一元化されることとなった。

## イ. 市町村こども計画（こども基本法第10条）

市町村はこども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画策定に努めることとされている。

また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・市町村こども若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

## ウ. こども等の意見の反映（こども基本法第11条）

こども施策の策定、実施、評価をするにあたっては、施策の対象となるこどもや、こどもを養育する者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められている。

## (3) スケジュール

浜松市こども計画（仮称）策定スケジュールのとおり

## 参考：こども基本法（抜粋）

### 第9条

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

### 第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 アンケート調査について（予定）

### （1）子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

#### ①調査の趣旨

市町村子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査を実施し、本市における子ども・子育て支援事業のニーズ等を正確に把握するもの。

②調査対象 就学前児童の保護者 3,000人 就学児童の保護者 2,000人  
無作為抽出し、郵送により調査票を送付・回収

③調査項目

- ・保護者の就労状況、就労希望
- ・教育・保育の利用状況、利用希望
- ・地域の子育て支援事業の利用状況、利用希望 ほか

### （2）子どもの生活実態調査（子どもの貧困に関する調査）

#### ①調査の趣旨

市町村子どもの貧困対策計画の見直しに必要な子どもの生活実態の把握及び課題の抽出をおこなうもの。

②調査対象 小学5年生及び中学2年生、高校2年生相当の年齢の児童とその保護者  
2,500世帯ずつ計7,500世帯を無作為抽出し、郵送により調査票を送付・回収

③調査項目

- ・保護者の経済状況や婚姻状況などが子どもの生活等に与える影響
- ・保護者・子どもが抱える困りごと ほか

### （3）若者支援に関するアンケート調査

#### ①調査の趣旨

若者の現状、支援・相談に対するニーズ及び市内相談窓口の認知度等を把握し、必要とされる支援体制の整備に繋げるもの。

②調査対象 浜松市SNSを活用した若者相談支援事業（対象：市内在学・在勤、  
15～39歳）の利用者

③調査方法 SNS相談用LINE公式アカウント登録者への一斉配信

④調査項目

- ・若者支援に関するニーズ
- ・相談先に求めること
- ・相談窓口の認知度 ほか

### （4）少子化に関する調査（前回は令和3年度に実施）

#### ①調査の趣旨

少子化が深刻化する中、若い世代の結婚から妊娠・出産・子育てに至るまでの各ライフステージにおける意識や関心についての実情を把握する。

②調査対象 市内在住の18歳から49歳までの男女、4,000人を無作為抽出し、郵送  
により調査票を送付・回収

③調査項目

- ・結婚について
- ・妊娠・出産・子育てについて ほか

### 3 こども等の意見の反映について

- こども基本法第11条では、こども施策の策定、実施、評価をするにあたっては、施策の対象となるこどもやこどもを養育する者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められている。
- こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。
- 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、こどもの意見をどの程度反映すべきか等については、個々の施策の目的に応じて検討必要がある。
- 国が想定する具体例
  - ・ 審議会等へのこどもや若者の参画
  - ・ こどもが活動する場に出向いた意見交換
  - ・ SNSやアンケートの活用 等



「浜松市子ども計画（仮称）」（令和7年度～令和11年度）策定スケジュール案（令和5年8月現在）

	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会		5月議会				9月議会 ◆アンケート結果 ◆骨子案		11月議会 ◆2期総括、ハブコム案		2月議会 ◆ハブコム結果 計画修正案		
子ども・若者支援推進会議 ※市長・副市長報告						※アンケート結果		◆R5評価、2期総括 ※ハブコム案		※ハブコム結果、 計画修正案		
児童福祉専門分科会						◆アンケート結果 ◆骨子案		◆R5評価、2期総括 ◆計画案		◆R5評価、2期総括 ハブコム案		◆ハブコム結果 計画修正案
区協議会												
若者支援地域協議会						実務者会議 ◆大綱説明 アンケート実施(ヒアリング)		実務者会議 ◆アンケート結果 ◆アンケート結果		実務者会議 ◆ハブコム案		
市町村子ども計画策定会議 (◎策定会議、OWG)		◎スケジュール(案)				◎アンケート調査実施 について		◎アンケート結果 ◎骨子案 ◎事業量 ◎計画素案 ◎ハブコム案		◎ハブコム意見		
アンケート調査関係						アンケート調査実施 結果分析 報告書作成						
子どもの意見聴取関係						子どもの意見聴取方法 ・対面やオンラインでの意見交換 ・検討会等への子ども若者の参画 ・SNSを活用した意見聴取 など						
事務局						(貧困)アンケート自由記載欄で意見把握 (貧困)支援団体へのヒアリングで意見把握						
策定関係						骨子案の作成		計画案の作成 ◆計画策定業務委託		修正・調整		修正・調整 冊子印刷
パブコム関係						情報収集						ハブコム実施 考え方公表 ハブコム結果(庁議)◆